



1 自民党看護問題対策議員連盟総会に要望書を提出いたしました

令和8年4月23日、自民党看護問題対策議員連盟総会に日精看から吉川隆博会長と草地仁史業務執行理事が出席し、精神科医療・看護に必要な今後の医療体制整備並びに予算措置等についての要望書を提出しました。

精神科医療の現場では、看護職の不足や支援ニーズの複雑化により、医療現場の負担は益々増大しています。加えて、地域移行の推進や在宅支援の拡充に伴い、看護職にはより高度な専門性と実践力が求められており、人材育成および体制整備の重要性が一層高まっています。こうした状況を踏まえ、精神障がい者をはじめ、こころの健康問題を抱える人々が安心して暮らせる社会の実現に向け、以下の事項について要望をしています。

1. 精神科医療の現場において患者及び看護職の安全・安心を確保するため、業務上の暴力被害・危険要因の把握及び危険予防対策を体系的に推進するための財政措置を講じていただきたい。

精神科医療現場では、症状特性（興奮、衝動性、被害妄想等）に起因する暴力リスクが一定程度存在し、実際に看護職の約7割が暴力被害を経験しているという報告からも、業務上の暴力防止対策が不十分であることが認められる。患者の人権擁護と看護職の安全は対立するものではなく、両者は同時に保障されて初めて質の高い精神科医療が成立する。双方の尊厳と人権並びに安全な環境を保障するためには、暴力リスク対策の向上を図るべきであるが、現在の危険予防対策は個別の医療機関に委ねられているため、国や都道府県の施策として具体的な対策を講じていただくことを強く要望する。

2. 精神障害を有する方等が地域において安心して生活し、適切な医療および支援を継続的に受けられる体制を確保するため、高度な技術を持った看護職の養成に係る財政的補助を講じて頂きたい。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の観点においても、入院医療と在宅医療の両輪で看護職の活躍が期待されており、地域の医療サービスの質を担保するためには、幅広い視野と知見のある看護職の育成が不可欠である。看護師不足が深刻化する中、新規人材の確保のみでは医療提供体制の維持が困難である現状を踏まえ、在職する看護職の専門性向上および能力開発を通じて医療の質と効率性の向上を図る対策が求められる。社会の要請に応えることのできる看護職の専門知識・技術向上のための研修受講費用の補助、精神科認定看護師等の専門性の高い看護師育成支援等に関する財政措置を講じるよう強く要望する。



要望書の詳しい内容については、日精看ホームページ看護管理者の部屋に掲載している「令和8年度自由民主党看護問題対策議員連盟要望書」からご覧ください。

- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

2 令和8年度診療報酬改定に関する疑義解釈情報

6月1日からの診療報酬の算定方法について、適切に運用いただくために厚労省保険局医療課から疑義解釈が公表されています。精神医療においては、新設された「看護・多職種協働加算」、「精神科地域密着多機能体制加算」などに関する事柄や訪問看護における同一建物居住者の定義等についても説明がなされています。

- [疑義解釈資料の送付について（その1）（令和8年3月23日保険局医療課事務連絡）](#)
- [疑義解釈資料の送付について（その2）（令和8年4月1日保険局医療課事務連絡）](#)
- [疑義解釈資料の送付について（その3）（令和8年4月20日保険局医療課事務連絡）](#)
- [疑義解釈資料の送付について（その4）（令和8年4月21日保険局医療課事務連絡）](#)

【疑義解釈一部のご紹介】



● 訪問看護基本療養費等

同一建物居住者について、同一敷地内が含まれることとなったが、同一敷地内とはどのような場合が該当するか。

（答）同一地番の敷地内である場合や、同一地番ではなくとも公道に出ずに敷地を行き来できる等一体的に利用されている敷地である場合が該当する。

● 精神科急性期医師配置加算

「入院又は外来においてクロザピンを使用する患者数が年間に6人以上であること。」とあるが、入院及び外来でクロザピンを使用する1人の患者は、当該要件において2人とカウントすることは可能か。

（答）不可。なお、精神科急性期医師配置加算3の施設基準においても同様の取扱いである。

● 精神科地域密着多機能体制加算

「A255」精神科地域密着多機能体制加算の施設基準において、「当該保険医療機関の代表者が、当該保険医療機関の所在する市区町村内または、当該保険医療機関から半径10キロメートル以内に所在する障害福祉サービス事業所等の代表者を務めていること。」とあるが、「障害福祉サービス事業所等」の「等」には何が含まれるのか。

（答）相談支援事業所及び地域活動支援センターが含まれる。

3 精神科認定看護師をめざす方の説明会を開催します。

～ 精神科認定看護師の養成を考えてみませんか？ ～

本協会の精神科認定看護師制度は、貴施設の人材育成として役立つ制度です。大きく変化する精神科医療において、精神科認定看護師は貴施設の看護実践力を高める存在となります。

そこで、今後の人材育成の参考として、「精神科認定看護師をめざす方のための説明会」に、ぜひ、ご参加ください。また、資格取得を希望されるスタッフ（非会員も参加可）にもお声かけをお願いいたします。皆さまのご参加をお待ちしております。

- 精神科認定看護師をめざす方の説明会（無料）
 - ・ 開催日：2026年5月30日（土）13時～16時
 - ・ 開催方法：ライブ配信
 - ・ 申込期間：2026年5月25日（月）まで



<https://jpna.manaable.com/login/51ca66ab-6767-4c3e-b06b-51679a8648fe/detail>

● 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています

● 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます

● 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください

● 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034